

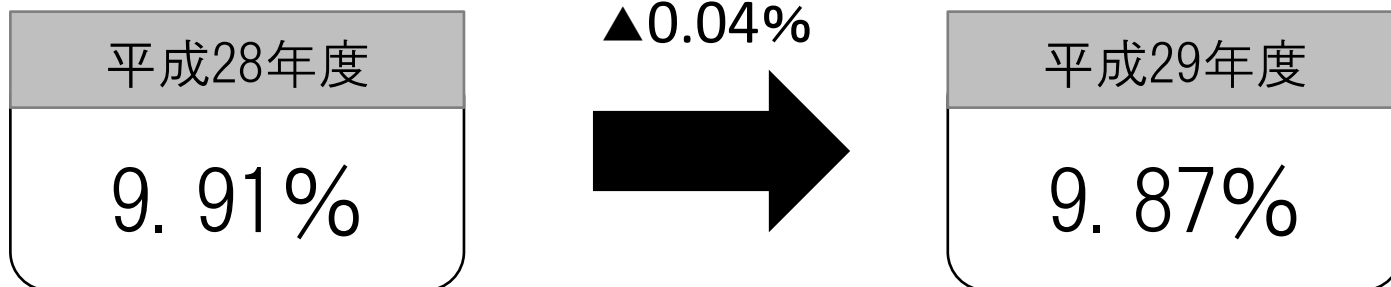
# 平成29年度保険料率について

## 平成29年度健康保険料率について

- 全国平均保険料率は、10.00%（平成28年度と同率）
- 激変緩和率は、5.8/10（平成28年度は、4.4/10）
- 保険料率の改定時期は、平成29年4月納付分（平成29年3月分）から

埼玉支部

【健康保険料率】



# 協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		27年度	28年度	29年度	備考
		決算	直近見込 (28年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (28年12月)	
収入	保険料収入	80,461	84,162	86,784	24-28年度保険料率： 10.00% 29年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,815	11,905	11,357	
	その他	142	149	148	
	計	92,418	96,216	98,289	
支出	保険給付費	53,961	55,963	58,386	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">                     拠出金対前年度比                      + 640                      + 520 } + 1,160                      + 32                 </div>
	老人保健拠出金	1	0	0	
	前期高齢者納付金	14,793	14,885	15,525	
	後期高齢者支援金	17,719	17,699	18,219	
	退職者給付拠出金	1,660	1,093	1,125	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,832	1,980	2,614	
	計	89,965	91,621	95,870	
単年度収支差		2,453	4,595	2,419	○29年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 29年度均衡保険料率： 9.72%
準備金残高		13,100	17,695	20,113	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

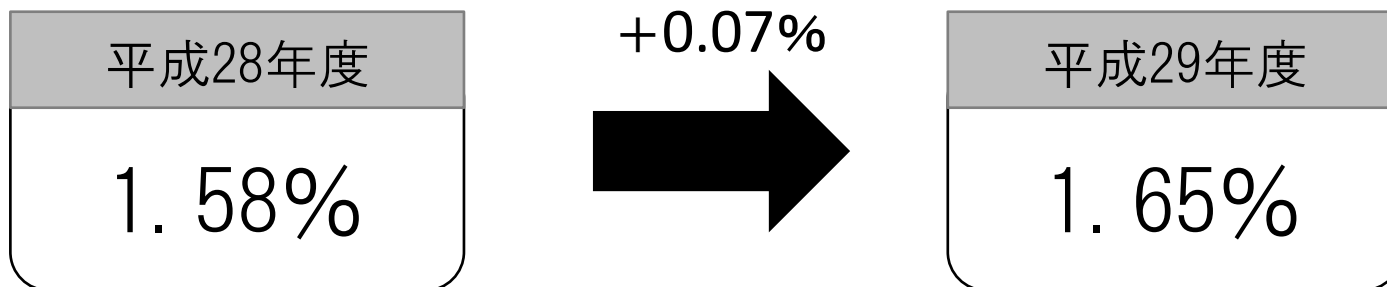
## 平成29年度介護保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

### 【介護保険料率】



## 協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		27年度	28年度	29年度	備考
		決算	直近見込 (28年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (28年12月)	
収入	保険料収入	7,498	7,872	8,545	28年度保険料率： 1.58% 29年度保険料率： 1.65%
	国庫補助等	1,471	1,557	1,174	
	その他	0	0	0	
	計	8,969	9,429	9,719	納付金対前年度比 ⇒ + 411
支出	介護納付金	8,971	9,503	9,914	
	その他	0	0	0	
	計	8,971	9,504	9,914	
単年度収支差		△ 3	△ 75	△ 195	
準備金残高		276	202	7	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 29年度埼玉支部保険料率変更に係る支部長意見

平成29年1月23日

保険料率の平均10%維持については、「財政の中長期的安定運営」および「社会保障制度の中の現状の協会けんぽを取り巻く環境」等を勘案すると、やむを得ないものと考えます。また、激変緩和については計画的な解消として1.4/10進めることは妥当なものと考えます。結果として、埼玉支部保険料率は0.04%引き下げの9.87%となることに関しても、やむを得ないものと思料いたします。ただし、支部評議会の意見も勘案し、昨年と同様に以下のことについてご検討いただきたく申し添えます。

- ①健康保険制度が保険の仕組みで運営されている以上、現在の加入者は将来への過度な負担をすべきではなく、単年度収支を基本とするべきであることについて。(加入者は定年等での他保険者への入れ替えが発生することから、保険制度としては単年度収支に納得感がある)
- ②一方で、将来的な安定運営の手当も必要であり、その際の将来的な安定運営に必要と考えられる負担額の明示について。(たとえば、法定額とは別に、必要と考えられる剰余金の額を目途として明らかにしていく方法等が考えられる。)
- ③また、剰余金の発生時には、料率の引き下げだけではなく、健康増進に積極的に取り組む加入者・事業所へのインセンティブ(都道府県別のゼロサムのインセンティブとは別の仕組み)としての還元について。

以 上